

かなり重要！ レンタカー貸渡契約を結ぶ前に

貸渡約款に記載してある重要な事項を簡単にご説明します

当社の定める貸渡約款では、約款の内容をすべて承認していただいたお客様に限りレンタル契約を締結するとしています。

*貸渡約款抜粋

第1条 契約

(イ) 貸渡人 バイプロダクト株式会社（以下甲という）の所有する自家用自動車（以下自動車という）の貸渡について、自動車借受人（以下乙という）は、この約款を承認して自動車を借受るものとします。

ネット上で予約～支払いを行っている関係上、貸渡契約締結まえに同席して約款の内容説明が行えません。従いまして、お客様が予約確定（代金決済）を行った時点で、事前に約款を読みそれを承認したものとさせていただきます。

*貸渡約款抜粋

第1条 契約

(ロ) 甲は、乙が代金の決済を行った時点で、この約款の内容に疑義がなくすべてを承認したものとみなします。

なお、実際の車両貸渡時に、貸渡約款の内容を承諾し事後に覆さない旨の誓約書にサインをいただいています。

サインをいただけない場合は貸渡当日でも予約は成立いたしません。また当日に約款の同意誓約書にサインをいただけない場合は、その予約をキャンセルとしお支払いいただいている金額の100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。

お支払い（＝約款の承認）後はキャンセル料が発生しますので、内容への疑義申し立てがある場合は早急にお申し出ください。

以下は、前記の貸渡約款に記載してあり予約確定（代金決済）時点で承諾されている事項ですが、抜粋して事前にご説明します。

レンタル中に故障が起きたとき

レンタカー事業者の車両管理責任は貸渡時点までです。
貸渡前に日常点検・定期点検を行ってにもかかわらず発生した不測の事故や故障により発生した損害、不利益、心理的苦痛、予定の乱れなどへの金銭的または物理的補償やその他一切の責任は負えません。対応できるのは自動車保険での補償範囲内までです。

*貸渡約款抜粋： 第14条 賠償責任 法令に基づく定期点検整備を行ったにもかかわらず発生した不測の故障あるいは事故が、乙の借受け期間中に起きた場合、乙はその事故・故障について、甲へ金銭的または精神的な責任を追及、あるいはそれによって生じた損害の補償を甲に対して要求することは出来ません。又、事故・故障を理由に債務の精算を遅延させたり、拒んだり出来ません。

貸渡不能や貸渡前に不具合などが起こったとき

予約の確定後に万が一、事故や故障その他不測の事態によりご予約された車両が貸出不能や一部機能が不完全となってしまった場合には、早急にお客様にその旨をご連絡します。また出来る限り代替車両の用意や代替案を提示いたします。

ただし、お客様がその代替車両利用や代替案を承諾されない場合や、当社が代替の車両や代替案を用意できない場合はその契約を解除し、お預かりしている代金がある場合はこれを全額返金の上で終了とさせていただきます。

この場合、予約車両の貸出不能などによって発生した損害、不利益、心理的苦痛、予定の乱れなどについての責任は負えませんのでご了承ください。また、それらについてすでに受取っている代金の返却以外での金銭的補償等はできません。

*貸渡約款抜粋第17条 契約の解除乙が前記各条項に違反した場合、又契約事項及び貸渡証記載に偽りが有ると甲が認めた場合は、契約期間中でも甲はこの契約を解除し、且つこれによって被った甲の損害については、甲の要求に従って乙が負担するものとします。

そのほか下記の場合、甲は乙に対する契約を解除できるものとします。乙はこれにより生じた損害について甲にその責任といかなる代償も問わないものとします。下記（イ）（ロ）（ハ）の場合、乙より甲に支払いがある場合は甲が受け取っている代金の全額を返還する。

（イ） 道路運送車両法第48条の定期点検整備の結果、貸渡し前に車両の使用が不適正とされた場合

（ロ） 不測の故障・事故等により車両の貸し出しが不能となった場合

（ハ） 上記（イ）（ロ）の事例に対し甲が代替の車両を提供出来ない場合、または乙が甲の用意した代替車両を承諾しない場合